

『義認と審判』に関する一考察

—ローマ2:13の解釈を軸として—

JEC一宮チャペル・一宮基督教研究所

安黒務

『義認と審判』に関する一考察 ローマ2:13の解釈を軸として

1. 状況—救済論のパースペクティブから (20分)

- 「東海の、小島の磯の白砂に、われ泣きぬれて、蟹とたはむる」(石川啄木)

1. 招きと要請(テーマ)に対する感謝:序
2. より広いパースペクティブから、より狭いエッセンシャルなポイントへ
 - a. 東海の:H.G.ペールマン
 - b. 小島の:H.ベルコフ
 - c. 磯の白砂に:牧田吉和
 - d. 蟹とたわむる:N.T.ライトの主張の扱い

2. 「軸(山ほととぎす)」としてのローマ2:13 の解釈—キリスト論のカテゴリー(20分)

- ロマ2:13「神の前に...律法を行う者が正しいと認められる」
- 1. 義認と審判:不敬虔な者の義認—代替アプローチ
- 2. ローマ二章における三つの解釈を検討する—3:20を念頭に

3. 「展開(こだま)」としてのローマ8:4の 解釈—聖霊論のカテゴリー(20分)

- ロマ8:4-「御霊に従って歩む私たちの中に、律法の要求が全うされる」
- 1. パウロにおける「まっとうする」という言葉—肉の只中への内住アプローチ
- 2. 「クリスチャンの従順」についての解釈—神律的相互性の機能
- 3. まとめ

4. まとめ

1. キリスト論的规定に根差した聖霊論—終末論的パースペクティブへ
 2. 状況と争点を押さえ、自らの“信念体系”を確認し、一層掘り下げる
- 「罅(こだま)して山ほととぎすほしいまま」(杉田久女)

【Video. 01-02】… 1. 状況一救済論のパーспекティブから(20分)

序一a. 基本的な願い, b. 最初に手掛けたもの一ギヤチェンジ

1. 招きと要請(テーマ)に対する感謝
2. テーマに関わる状況一最初に手掛けたもの
 1. **たくさんの関連文献を収集する中において、最初に本格的に手掛けたのは**、JETS神学誌編集委員会で話題にのぼっていた書籍の中のひとつの章、G.ウォーターズのA Critique of the New Perspective 紹介 (N.T.Wright, "Justification: God's Plan & Paul's Vision"とJ.Piper, "The Future of Justification: A Response to N.T.Wright", G.P.Waters, "Justification and the New Perspectives on Paul")
 2. **次に目配りしたのが、今年のJETS神学誌に掲載される Book Review: N.T.Wright, Justification: God's Plan and Paul's Vision(SPKC Publishing: February 2009) by Guy Water**
3. ウォーターズの批評の中で、心に留まったこと
 1. 「NPP批評」では、私たちが、「義認」という概念と教義を「救済論」のカテゴリーで捉える傾向が強いのにに対して、NPPの立場においては「教会論」のカテゴリーで理解しようとする傾向が強いのではないか、という指摘である。
 2. 「N.T.ライト批評」では、伝統的な「キリスト論」カテゴリー強調に対し、「聖霊論」カテゴリー重視の指摘である。そのことが、「キリストの従順」と「クリスチャンの従順」解釈、そしてその義認論への組み込みへと発展しているように思われる。
4. ギヤチェンジ
 1. 準備の途中に、友人の丸毛雄氏より、「N.T.ライト研究者が、ウォーターズの著書や批評をどのように受けとめているのか」、参考になる資料紹介をいただいた。このことを記しておくことも、ひとつの立場からの「一方的な批判」に終始せず、できるだけ中立公平で穏健な立場から批評するために必要と思い、ここにその資料を紹介しておく。
 2. その資料とは、Nicholas Perrin, "A Reformed Perspective on the New Perspective: A Review Essay of Guy Prentiss Waters, Justification and the New Perspective: A review and Response".
 3. ニコラス・ペリンのウォーター書評には「アメリカ人の欧州旅行経験での-a spoon, une cuiller, ein Loeffelの用語の相違」の例話がでてくる。これを読んだとき、「義認」論争は、異なる言語体系間の「スプーン論争」のようなものなのか、と考えさせられたのである。
5. 義認論争
 1. 「義認」論争に関しては、**義認に関する五つの見方**(James K. Beiby & Paul Rhodes Eddy, Justification: Five Views)というカウンターシリーズ" Justification":伝統的改革派、進歩的改革派、NPP、カトリック、正教会の本がある。
 2. 「解釈者が自分の**特定の視点**から、聖書にアプローチすることは、既に指摘とおりでである。解釈者は自分自身の**世界観や人生観**をもち、現実を把握するための自分の方法をもつ。しかし、**歴史的状況に規定されるという面**も少なからずある。これは、現実を首尾一貫した全体として見るのに限界があると同時に、その可能性のあることを意味する。
 3. ピーター・バーガー(アメリカの社会学者)が述べたように、『あらゆる**"状況の定義"**は、**特定の理論的前提、補助学の枠組み**、そして最後の切り札である現実観を含む』。(C.R.パディリア「解釈学と文化一神学的視点」(『地の深みまで一キリスト教と文化序説一』山田耕太訳、すぐ書房、1987)pp 109-111)
6. 「東海の」大海より
 1. そのときに、わたしは、今回の研究発表は、「東海の、小島の磯の白砂に、われ泣きぬれて、蟹とたはむる」(石川啄木)とあるように、いわば「蟹」の背中から始めるのではなく、「東海」の広い海から始めるべきと思い、思い切って「ギヤチェンジ」したのである。
 2. 最初は「**局地戦**」を扱うのではなく、「**全体の戦局**」をじっくりと眺めて、その視点を携えつつ、まずは「**特定の立場**」を意識せずに、「**聖書そのもの**」、「**ローマ書全体**」、「**パウロ自身の語り**」であったことそのものに肉薄しようとした。
7. 参考資料
 1. この取り組みの助けになったのは、神戸改革派神学校元校長の牧田吉和氏の講義・講演資料・A.A.ファン・ルーラー研究諸資料と
 2. 西部部会の友人である遠藤克則氏より紹介を受けたK.W.McFaddenの"Judgement according to Work in Romans" Fortress Press, 2013. とその関連で発見した "The Fulfillment the Law's DIKAIOMA: An Another Look at Romans 8:1-4"である。
 3. J.D.G.ダンが「**神学は共同作業である**」と記している。神様がわたしの周りに置いてくださっている素晴らしい協力者たちに心より感謝したい。

【Video. 03】 … 1. 状況—救済論のパースペクティブから

a. 聖書と歴史のパースペクティブから

1. ペールマンは、新約聖書における「救済論概念の多様性」と、教会史における「強調点の多様性」に言及し、義認の使信について、
 1. 「神の救いの行為である聖書の中心に突き当たってはいるが、聖書の中心そのものではない。
 2. 新約聖書には義認以外にも、この救いの行為を書き換えたような“救済論概念”がある。
 3. (H.G.ペールマン『現代教義学総説』p.403)と記している。
2. ※直接的ではないが、NPPの立場の解釈と伝統的な立場の理解の関係については、デインダル聖書注解シリーズのガラテヤ書注解(A.コール)の記述は、そのひとつの背景・経緯・文脈説明として参考になるのではないか。
 1. 部分的にはこの時代のエキュメニカルで融和的な精神のゆえであることは疑いえない。特に、ローマ・カトリック教会とルター派教会と聖公会は信仰義認の教理に関し再び綿密に研究しあっている。「信仰義認はキリスト教教理の小さな一分野にすぎず、救いという全体的な主題や教会という包括的な主題から分離して扱われるべきではない」(p.46)という主張がなされている。
 2. そして、コールはそのような扱い方を「もし信仰義認が神学における中心的教理という位置を否定されているなら、ガラテヤ人への手紙における中心的位置を疑われていることは驚くには当たらない」と批判的にみている。
 3. 多様な救済論に関する諸概念の間で、「義認」をどのように定義し、キリスト教教理全体、また救済論の中に位置付けるのかと、大きな課題のひとつである。
3. いきなり、「信仰義認」を中心に据えて議論を開始するのではなく、「救済論の諸概念」のひとつとして、扱いつつ手順を追って「用語」や「概念」を集約していくことは大切なことではないかと思う。

1. 状況—救済論のパースペクティブから

b. 用語・概念の集約の必要性

1. H.ベルコフは、挙げられたキリストが個人の生活の中でどのように働くかを叙述するために、われわれは、新約聖書の中に見られる種々の表現と側面に従って、多くの違った語を必要とすると語る。
2. 選び、召命、再生、きよめ、照明、回心、義認、聖化などがそれである。これらの語を密接に結び合わせることによって、聖霊のわざの豊かな種々相を表現することができる。
3. 組織神学は必要上この種々相を二、三の範疇に限定しなくてはならぬ。一般に聖霊の働きは、義認と聖化という二重の概念に要約される。
4. 要約と同様に多様性のもつ危険は、これらの働きはみなひとつの聖霊の働きであり、根本的には一つの働きだという事実が曖昧にされることである。
5. ここでは、これらの働きが一なる働き手の働きとして一つのものだと強調することがたいせつである。
6. したがって、多様性が統一における多様性であることを明らかにするような語を探さねばならぬ。
7. それぞれ違った時代に、違った基調語がその役割を演じ、しばしば一つの時代全体、一つの伝統を特色つけてきた。(H.ベルコフ『聖霊の教理』p.106-107)
8. 多様な概念があるということだけで放置しては、救済論において神が語られているメッセージを把握することが困難になる。そこで、神学教師の務めはそれらを一定の原則を守りつつ、書概念を集約し、用語を定義していかなければならないのである。

【Video. 04】 … 1. 状況—救済論のパースペクティブから C. 牧田資料—①救済論の諸概念の整理・体系化

1. わたしの保有している資料の中で、牧田吉和氏の資料はわたしにとって大変助けとなっている。
2. 牧田氏は、「救済論の諸概念をどのように整理していくか、これが課題とされている」と述べ、組織神学の中の救済論に何を含めるか、改革派神学の中にも幅があることを指摘されている。
3. ここで詳細を述べられないが、①C.Hodgeの立場、②W.G.T.Sheedの立場、③L.Berkhofの立場、④A.Kuyperの立場等の立場が紹介されている。
4. また、救済論と組織神学の他の部分との関係：①神論との関係、②人間論との関係、③キリスト論との関係、④聖霊論との関係、⑤教会論との関係、⑥終末論との関係をどう捉えるかがある。カイパーなどは「教会論」を先行させる。H.ベルコフもまた同様である。
5. 救いの概念をどこまでどのように体系化するか—「救いの秩序(オールド・サルティス)」の課題がある。：①J.Murrayの「聖書の救済論にはそのような明確な秩序がある」とする厳格な立場、②L.Berkhofの中庸な立場、③G.C.Berkouwerの「救いの秩序に否定的な立場」つまり柔軟な立場等がある。(牧田吉和:神戸改革派神学校「救済論」講義ノート)
6. 以上のようなことも、「義認論」を議論する上で念頭においておく必要があるのではないか。というのは、特定の立場を絶対視して、それを軸にして議論を始めると「スプーン論争」のようなことになりかねない。

【Video. 05】 … 1. 状況—救済論のパースペクティブから
C. 牧田資料—②キリスト論的視点と聖霊論的視点の構造的差異

1. A.A.ファンルーラー(牧田吉和試訳、講義資料)

1. キリスト論的視点と聖霊論的視点の構造的差異、キリスト論的概念と聖霊論的概念の関係性・差異性
 1. 「義認論」の議論に入る前に、共通して念頭に置いておくべき、「ふたつの視点」があるように思う。それを確認しておきたい。
 2. ファンルーラーは言う。キリスト教救済論の意味における救いおよびそれに伴う神と人間との関係に関しても、キリスト論的視点と聖霊論的視点という二つの視点から常に理解されなければならない。
 3. 救いは、完全に、余すところなく、一切の留保なしに、キリストにおいて与えられている。
 4. 言うまでもなく、聖霊論的視点の背景にはキリスト論的視点が存在し続ける。イエス・キリストご自身とその働きなしに聖霊の注ぎも内住もない。
 5. 聖霊論的教義とキリスト論的教義に比べるならば、まったく別の独自の構造を有している。
 6. すなわち、キリスト教的救いおよびその救いにおいて与えられる神と人間の間を聖霊論的視点から考えるときには、キリスト論的視点から考えるときとはまったく異なる法則の下に立つのであり、まったく異なる規則を適用しなければならない
 7. この神的なものを表現するために、キリスト論的な用語や概念ではなく、聖霊論的な用語や概念を用いなければならない

【Video. 05】 … 1. 状況—救済論のパーспекティブから C. 牧田資料—③聖霊の時代における聖霊の働きの**構造的特質**

聖霊の時代における聖霊の働きの構造的特質(牧田吉和「改革派教義学と聖霊論—改革派神学の新しい可能性を求めて」)

なぜ、この「ふたつの視点」が重要かというのにはわけがある。それを以下に記す。

1. 把握しきれず、問題露呈

1. 「聖霊の時代」の神の働きかけについて、厳正に**聖霊論的構造**においては把握しきれず、逆に**キリスト論的構造**において把握し、その結果、様々な問題性を露呈している
2. 「キリストの受肉」においては、**神が人となった**のであり、「**聖霊の注ぎ**」においては**神が人の中に住む**
3. ここではキリスト論における人間性が問題なのではなく、**具体的時間空間における特定且つ固有な具体的人間**、具体的な“わたし”あるいは“あなた”という人間が問題なのであり、その前提に基づいて、その具体的人間の中へと**聖霊は注がれる**
4. キリスト論のカテゴリーでは排除されたネストリウスの概念、つまり**神が人の中に住む、共存するという概念**が、聖霊論のカテゴリーでは可能な概念なのである。
5. つまり、聖霊の御業においては、**人間の具体的全存在**が真剣に受け取られ、被造的現実性の全体がそのままどまりつづける。

2. 神と人間の協働性のあり方の概念—神律的相互性

1. この関連で注目すべきものとして、ファン・ルーラーの**“神律的相互性”**の概念がある。
2. **キリスト論**において**代理性**の意味することは、**聖霊論**においては**相互性**を意味する。
3. 全てをなし全てを与えるのは、まさに聖霊である。たとえば、われわれの意志を自由にするのは聖霊であって、その結果我々は自由を得る。
4. しかし、そこには相互性がある。聖霊の御業の特徴は、**聖霊の業はわれわれをして業につかしめる**
5. **キリスト論のカテゴリー**では**仲保者の代理性**が決定的且つ中心的であるが、**聖霊論のカテゴリー**では聖霊の決定的イニシアチブにおいて我々に対して**神律的**でありつつ、同時に**我々の中で、我々と共に**という**全き相互性が全面的に機能する**のである。
6. 聖霊は**回心せしめる**のであるが、同時に**我々自身が回心する**という仕方においてである。
7. このようにして、“神律的相互性”の概念は、聖霊の御業の**人間の具体的存在との関わりの構造**を、一方を**徹底的に神中心**でありつつ、同時に他方では**神と人間の“共働性”を相互性として把握している**のである。

3. 聖霊論的課題をキリスト論的カテゴリーで、という問題

1. キリスト論的カテゴリーの下で、人間の具体的現実性と聖霊のそれとの関わりにおける神律的相互性を明瞭な神学的認識をもたらした点に、ファン・ルーラーの貢献がある。
2. 「聖霊の時代」は御子の**客観的啓示の歴史的具體化**が問題なのであるが、その具体化において直ちに立ち現れてくる問題は**被造物の歴史的現実性**である。
3. 人間に関して言うならば、その具体化の場合には、**具体的な“今”という私の時間性**におけるまた**具体的な“ここ”という私の空間性**における**具体的な個としての“私”が問題**とならざるを得ない。
4. このような**歴史的現実性の問題**こそ、本来**聖霊論のカテゴリーの下で把握されねばならない事柄**なのである。
5. 問題なのは、**我々が自覚してこのような聖霊論的課題をまさに聖霊論のカテゴリーの下で扱ってきたのか**という点なのである。
6. 聖霊論のカテゴリーの下で、**被造的現実性を十全に果たして擲り上げてきたのか**という問いの前に立たされているのである。
7. むしろ本来**聖霊論の光の下に見なければならぬ事柄**に、**キリスト論的カテゴリーを適用して問題をいたずらに混乱させてしまう結果**に陥らなかったのか。

わたし(安黒)は、N.T.ライトの著作集に目配りして感じているのは、私たちが当然のこととして理解し前提としていることや、基本的な用語の定義等が、ライトの著作を読んでいて混乱してくるということである。「類似しているのだが、微妙に異なっている欧米の言語」ようなのである。だから、ライトの本を読むときには「通者者」を入れる感覚が求められる。神学的に基本的な事柄を確認しつつ、「啓発され教えられる」点は何であり、「わたしたちとは異なり、識別ろ過すべき」点とは何なのかを丁寧に取り組んでいかないと、わたしたち自身にとって大切な要素が、浸食されたり、変質したりするような危険すら感じる部分もあるのである。

N.T.ライトは、「キリスト者の中での聖霊の働きにも**“justification”**における役割を認めようと努めている。ライトは“justification”の教説は、『**三位一体的な構造**』であり、信仰者の『イエス・キリストへの信仰』には、**聖霊により頼むことが含まれる**』(同書85頁)と説かれる。そして彼によると、宗教改革の義認論の欠陥の一つは、**聖霊の働きを十分に強調しなかった**というものであった。(同書211-212, 208-209, cf. 85-86頁)また、追記すれば、「キリストの義の転嫁」の教理を問題視することも上記の関連があるように思うのである。

1. 状況—救済論のパースペクティブから
C. 牧田資料—④ファン・ルーラーの聖霊論のもつ課題

- ファン・ルーラーの聖霊論の問題点(牧田吉和「改革派教義学と聖霊論—改革派神学の新しい可能性を求めて」)
- 牧田氏は、ファン・ルーラーの神学的貢献を高く評価しておられるのだが、同時に内包する課題も認識しておられる。このポイントは、N.T.ライトが内包している課題を認識する助けにもなるのではないかと思うので下記に引用・紹介することとする。

1. 相対的に自立した聖霊論の主張

1. ファン・ルーラーの根本的主張に属するものとして、“相対的に自立した聖霊論”の主張がある。
2. しかし、教義学的表明としては、それは三位一体の統一性のゆえに、“相対的”でなければならないとしても、その区別性のゆえにやはり“自立した聖霊論”の必要性の主張である。
3. 即ち、三位一体論的枠組みを前提にしつつ、聖霊とその働きの固有な意味を明確な意識をもって解明しようとするのである。
4. しかし、問題は果たしてファン・ルーラーが三位一体的枠組みを前提として厳格に保持しえたかどうか。

2. フィリオクエの問題

1. その場合、問題の核心に聖霊のフィリオクエに関する彼の見解が横たわっている。
2. ファン・ルーラーにとって、フィリオクエの教説は、撤回する必要はないが、あまり重要性を置いてはならず、ためらいを感ぜしめる教説なのである。
3. フィリオクエの告白の不明瞭さは、重大な意味をもつ。
4. フィリオクエが厳密に告白されないところでは、聖霊論はキリスト論との結合をゆるめ、聖霊論は相対的自立ではなく、文字通り、自立してひとり歩きを始めるに至るからである。
5. 聖霊論は、常に危険を伴う領域である。聖霊論は、人間論との緊密な接渉を避けることができない利用域で、人間主義化への危険と常に隣り合わせである。そこに聖霊論の困難さがある。
6. 聖霊論が、“人間の霊”と化さず、人間主義化しないための一つの重要なポイントは、既に述べてきたことからわかるように聖霊論とキリスト論との結合を決してゆるめないことである。
7. フィリオクエの告白とその真理に固執することである。即ち、聖霊論をキリスト論的規定の下に厳格に置くことである。

3. 義認論論争において、プロテスタントの伝統的な立場としては、キリストの贖罪のみによって義と認められ、信者の御霊による行いは「御霊の実」として位置づけられるのに対し、N.T.ライトは未来の義認の中に「信者の御霊による行い」を含ませる。そこに、わたし(安黒)は、ライトのうちにも「フィリオクエ」の厳密な告白の弱さ、曖昧さがあるのではないのか、ライトの聖霊論、ひいては「御霊により律法をまっとうするクリスチャン」理解の中に、キリスト論またキリストのみわざ論、つまり贖罪論との結合のゆるさが存在するのではないのか、考えさせられる。

【Video. 06】 … 2. 「軸」としてのローマ2:13の解釈ーキリスト論的カテゴリー(20分)
序①「東海より、蟹の背中へ」

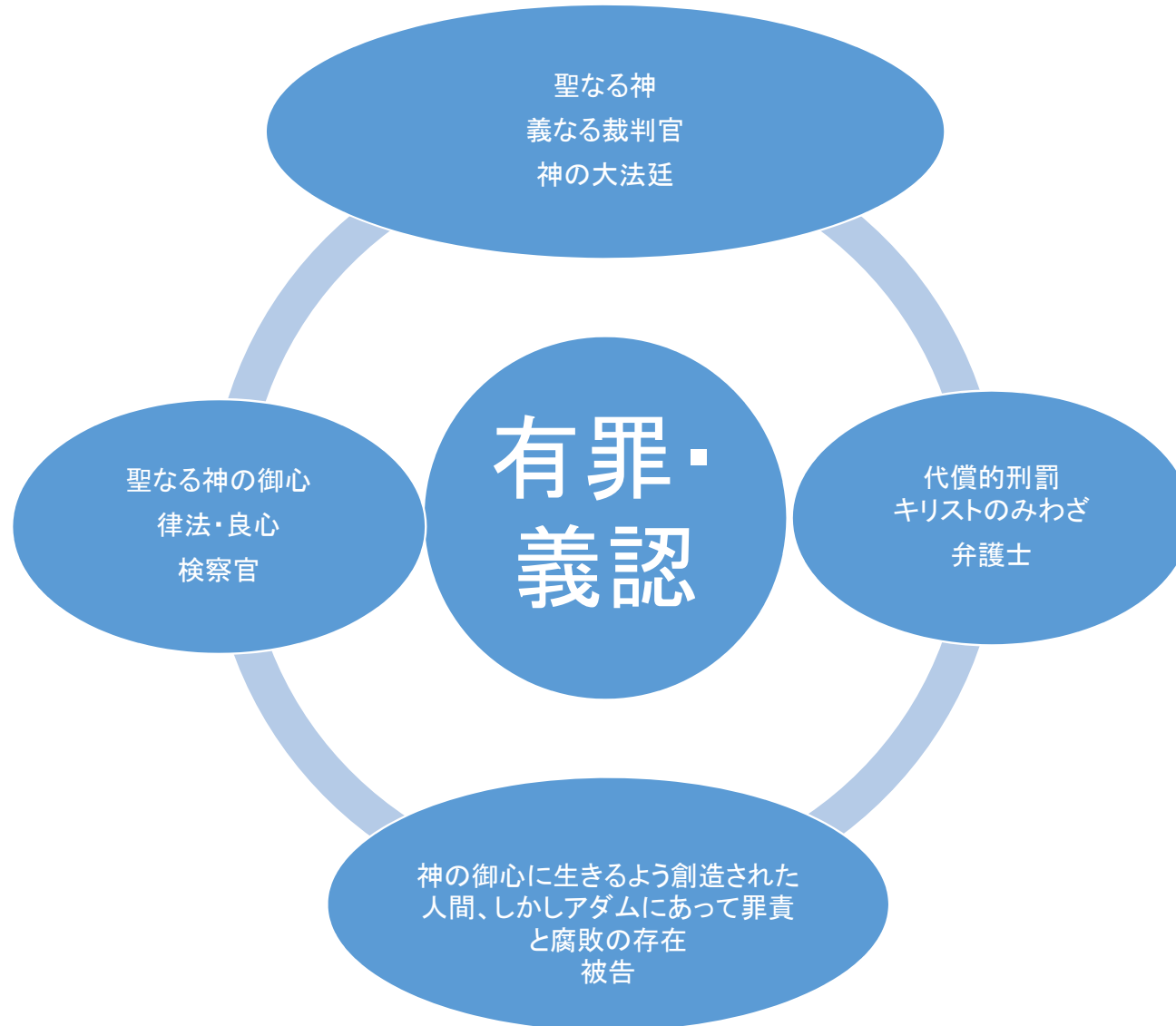
序:

1. 私たちは、第一部で、本テーマ「義認と審判」に関わる、主として「救済論」の領域のパースペクティブを観察し、その最も根源的な論点に光を注ぐ視点のひとつとして、「キリスト論的視点」と「聖霊論的視点」の関係のあり方をみてきた。
2. 次に、第二部においては、「義認と審判」というテーマが取り上げられるときに、ひとつの焦点となる聖句である「ローマ2:13」を取り上げたい。
3. この聖句がこのテーマにおいて焦点のひとつなるのは、「義認と審判」に関して、以下の三つのポイントが明確に語られているからである。

2. 「軸」としてのローマ2:13の解釈—キリスト論的カテゴリー—

- 「それは、律法を聞く者が神の前に正しいのではなく、律法を行う者が正しいと認められるからです」
- 三つのポイント：2:13の聖書的・神学的・教理的文脈から
 1. 「義認」とは、「**神の法廷**」で下される「審判」に関わることである
 2. 神の法廷における「**規準**」は、「律法」つまり「**神の法**」である。
 3. 「**正しいと認められる**」のは、「律法」つまり「**神の法を行った者**」である。
※そのひとつひとつを以下にみていきたい。

「神の法廷」のイメージ



【Video.07】… 2. 「軸」としてのローマ2:13の解釈—キリスト論的カテゴリー—

①—a. 「義認」とは、「神の法廷」で下される「審判」に関わることである

1. NPPと伝統的な立場の関係の捉え方

1. NPPの立場で、サンダース等は、第二神殿ユダヤ教の文脈から、「義認」を教会論的に、つまり「神の民」に所属している立場と捉える向きがあるが、
2. わたしはパウロは、ユダヤ教からキリストに回心した後、イエス・キリストのみわざを中心にして、旧約聖書の約束や律法等を再解釈し、救済論的な視点から以下のように理解していると理解している。
3. ティンダルのガラテヤ書(アラン・コール)、ローマ書(F.F.ブルース)、エリクソンのNPPIに関わる言及は、伝統的な立場からの、中庸で穏健なスタンスでの批評というものを教えられる。
4. 今研究発表では、時間的にも、能力的にも、NPP問題に直接、深くふれることはできないので、伝統的な立場からの、「ローマ2:13」の解釈についてみていくことにする。

2. F.F.ブルース「ローマ1:16-18」(F.F.ブルース『ローマ人への手紙 ティンダル聖書注解』)

1. 福音が神の義を啓示するという意味を理解するためには、旧約聖書における義の概念について知る必要がある。
2. それは、パウロの思考と言語のおもな背景となっている。
3. ヘブル人にとって、善悪とは法廷に関するものであった。
4. ヘブル人は常に善悪を裁判官の前に立っているかのように考える。

3. 牧田ノート「義」

1. 信仰義認という教理の前に、義というものの聖書的な意味について考えておく。
2. 義という概念は聖書の中で根本的な意味を持っている。
3. フォンラート「旧約において人間のあらゆる生活関連において「義」ほど中心的な意味を持つ概念は他に全くない。
4. それほど聖書の中で「義」という概念は重要な概念を持っている。
5. 義というものがそういう重要性を持つということは、その前に「聖書の神観念」というものが根本的に問題になる。
6. 聖書の神が、「義なる神」という観念を持っている。聖書の神が「義なる本質」を持っていることは、古代近東の神がみと異なっている独自の性質である。
7. ヘブル語で義とは「ツァディーク」という概念は、関係概念、すなわち神と人の関係概念である。申命記25:1,レビ記19:35-36,エゼキエル45:10などがあげられる。
8. 申命記 25:1 人と人との間で争いがあり、彼らが裁判に出頭し、正しいほうを正しいとし、悪いほうを悪いとする判決が下されるとき、

【Video.08】… 2. 「軸」としてのローマ2:13の解釈—キリスト論的カテゴリー—

①—b. 神の法廷における「**規準**」は、「**律法**」つまり「**神の法**」である。

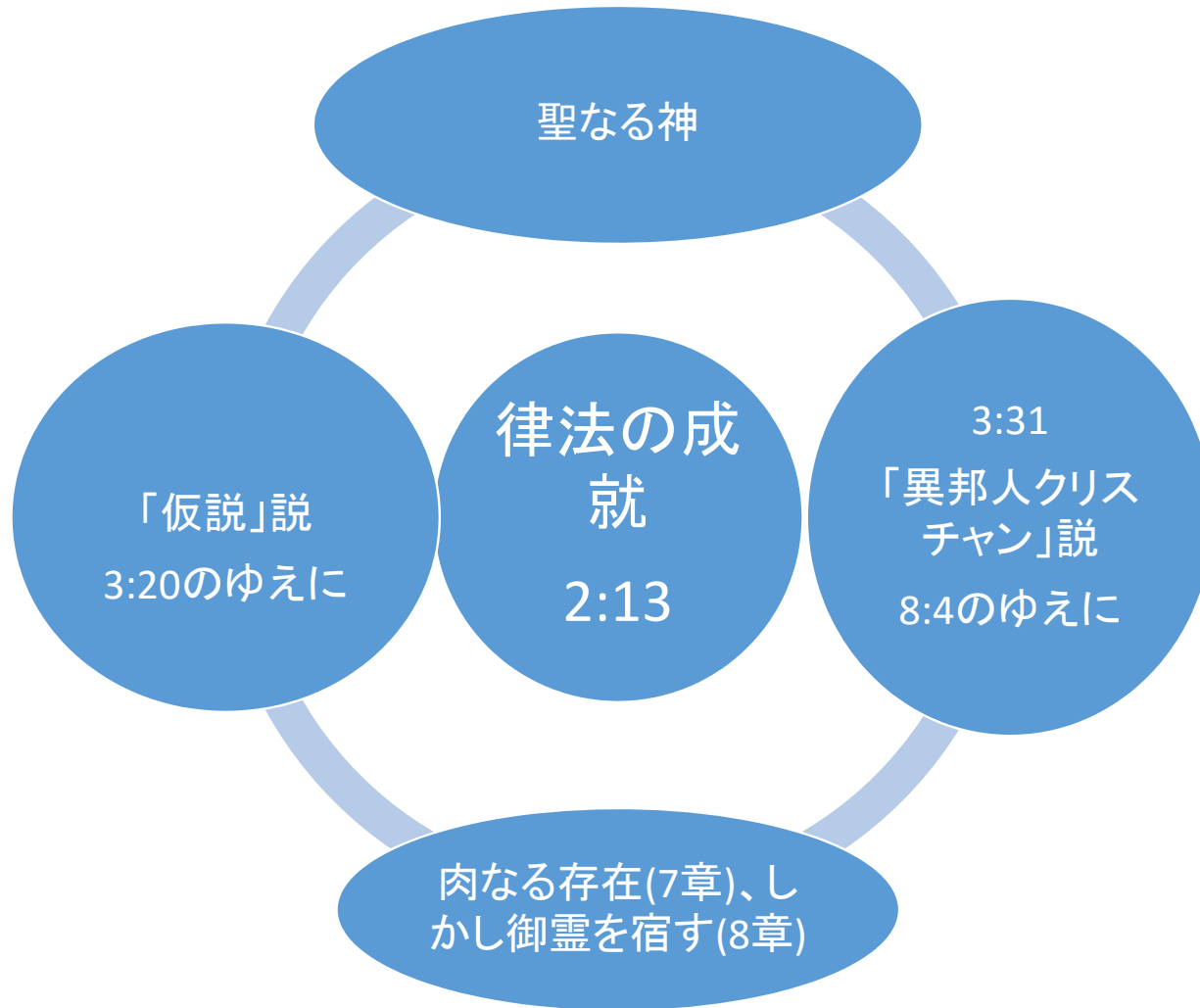
- ブルース—律法「**律法(nomos)**」という語は、この手紙で70回以上使われているが、常に同じ意味ではない。最も多いのは、神の律法のさまざまな形を意味するものである。パウロの文化背景と受けた教育を考えると、神の律法とは**モーセの律法**—つまり、**神がモーセを通してイスラエルに与えた律法**—のことである。」
- パウロは、神のみこころの啓示がモーセの法律に限られると言っているのではなく、**モーセの法律において、神のみこころが律法の形で与えられた**と言っているのである。
- 異邦人はトーラーも、あるいは十戒すらも与えられなかったが、**善悪の観念**をもっていた。異邦人は、**神の律法の本質**を生まれながらに知っていた。
- そういって、パウロが、律法によって罪の意識が生じると述べる時、ユダヤ人にも異邦人にも、原則として同様に**真実なことを述べている**。
 1. 律法は、**神とそのみこころ**を啓示するために与えられた(旧約:十戒と民法・刑法・儀式法、そして新約:山上の垂訓、ローマ12:1-15:4の倫理命令等)。キリストの律法は、十戒をはるかに超えた高い水準にある。
 2. 律法は、**罪を明らかにする**ために与えられた(**断罪的**用法)Gal.3:22, Rom.3:20
 3. **キリストに導き**、赦しと恵みにひれ伏すために与えられた(**教育的**用法)Gal.3:24。
 4. 律法は、信者の**人生の手引き**となるために与えられた(**規範的**用法)Rom.7:12, 8:4。
※なお、John Hesselink, “Calvin’s Concept of the Law” は、「律法」についての包括的な優れた解説書である

【Video.09】 … 2. 「軸」としてのローマ2:13の解釈—キリスト論的カテゴリー—

①—c. 「正しいと認められる」のは、「律法」つまり「神の法を行った者」である。

- 2:13を1-3章の文脈に位置付けて整理してみる。
- 1. 神の法廷—最後の審判という文脈の中で、「義認」を理解すべきである
 - 1. 神の法廷における、神の法を行うことによる審判の主題は、信仰義認の教理の**基盤**を据え、それを理解する**文脈**を提供している
 - 2. パウロは、神の義の啓示を神の法廷において、義と認められることであると宣言している
- 2. 律法-神の法治-行い→十字架のみわざ(3:24-26)
 - 1. 律法への従順とは別の、「不敬虔な者」の義認は、最後の審判の肯定的褒賞への「代替アプローチ」である
 - 2. この代替アプローチは、神が御子を「代償的刑罰」において罪を裁き、信仰者を義とされる、「**十字架の有罪判決**」を**基盤**としている
 - 3. ある意味で、信仰者にとって、最後の審判はすでに生起したといえる
- 3. 救われた後の行いの位置づけ-義認の現在と未来
 - 1. しかし十字架は、最後の審判に置き換えられず、それは**信仰者の最後の審判における判決を保証**するものである
 - 2. わたしは「過去のカルバリの十字架の出来事に根差し、現在の“信仰義認”を軸に、未来で確証されると信じているが、N.T.ライトは御霊による従順を編入させたかたちでの未来の義認を軸に捉えているようである。
 - 3. 重要なことは、パウロにとって、現在と未来の義認は**同じもの**、つまりキリストにある神の救いのわざである。
 - 4. しかしながら、**行い**はクリスチャンの共同体の最後の審判において必要かつ重要な要素である。というのは、信仰義認は**御霊による律法成就を結実させる**からである。
 - 5. この事実は、私たちがローマ2章のより難解な箇所のひとつを理解する助けとなる

律法成就論争の構造



【Video.10】 … 2. 「軸」としてのローマ2:13の解釈—キリスト論的カテゴリー—

②ローマ2章を理解する

a. 三つの解釈

1. 「**矛盾**」説—パウロは、矛盾している(E.P.Sanders)—編集資料説
 2. 「**仮説**」説—パウロは、実際には達成不可能な、単なる仮説として肯定的褒賞について語っている(P.Melanchton, J.Calvin, J.Gill, J.Murray, F.F.Bruce, U.Wilckence)—3:20のゆえに
 3. 「**異邦人クリスチャン**」説—パウロは、御霊により律法をまっとうし、肯定的褒賞を受け取る異邦人クリスチャンを描いている(Ambrosiaster, H.Ridderbos, C.E.B.Cranfield, T.Schreiner, N.T.Wright)—8:4のゆえに
- ※解釈者は、おおまかに大別されている。必ずしも明確に分類できるわけではない。微妙な色合いの相違があり、重なり合う部分もある。その主旨、傾向をおさえることが大切である。

②ローマ2章を理解する

b. 修正「異邦人クリスチャン」解釈に向けて

- 一方で、「仮説」説は、ローマ2:25-29の思想の流れ—「2:26 もし割礼を受けていない人が律法の規定を守るなら」、「2:27 また、からだに割礼を受けていないで律法を守る者が」、「2:29 かえって人目に隠れたユダヤ人がユダヤ人であり、文字ではなく、御霊による、心の割礼こそ割礼です。その誉れは、人からではなく、神から来るものです」という「律法を守る者」の存在を説明できない
- 他方で、「異邦人クリスチャン」説は、「いかにして最後の審判における肯定的褒賞を空虚な枠組み「なぜなら、律法を行うことによって、だれひとり神の前に義と認められないからです。律法によっては、かえって罪の意識が生じるのです」(3:20)とするのか」を説明できない(どちらかの説に決められない「知恵の輪」のような聖書箇所)

1. 御霊による律法の成就

1. ローマ書全体の議論において、信仰義認は「8:4 御霊に従って歩む私たちの中に、律法の要求が全うされる」とあるように「御霊により律法の成就を結実」する
2. ローマ1:18-3:23は、罪のゆえに律法への従順による義認の可能性を除外している(→「仮説」説)
3. しかし、パウロは、義認の代替アプローチ—信仰義認・恵み・キリストの十字架は、罪と律法からの自由を結実する(ローマ7-8章)と語る
4. キリストとの結合にあるクリスチャンは、キリストの死を通して罪と律法に死んだ(6:2, 7:4)
5. クリスチャンは今、古き文字の道においてではなく、御霊による新しい道において仕えている(7:6)
6. そしてクリスチャンは、愛を通して律法の正しい要求を満たしている(8:4, 13:8-10)(→「異邦人クリスチャン」説)

2. 二章の「異邦人のアイデンティティ」の解明—文脈と言葉の微妙なニュアンスを読み取る努力が必要

1. ローマ2章の律法をまっとうする異邦人についてのパウロの言及は、信仰によって義とされ、御霊を受けた人々、すなわちクリスチャンに少し関連がある
2. ローマ2:14-15や2:26-29の二つの箇所は、ユダヤ人に対するパウロの告発の文脈のうちでの異邦人を描いている
3. 2:14-15は、モーセの律法が要求するものを時々行う一般の異邦人に言及している

【Video.12】… 2. 「軸」としてのローマ2:13の解釈—キリスト論的カテゴリー—

②ローマ2章を理解する

c.まとめ

1. 矛盾なのか

1. ローマ2章のパウロの主張は、矛盾しているのではなく、複雑なのである
2. パウロの主要な目的は、福音からの普遍的な告発「なぜなら、律法を行うことによって、だれひとり神の前に義と認められない。律法によっては、かえって罪の意識が生じる」(3:20)へと導き、(のちには、異邦人の救いからねたみを引き起こし、やがて真の救いに導くために)ユダヤ人に対する非難をすることである

2. 空虚な枠組みなのか

1. この告発は、肯定的な褒賞を受け取る「行う人」—「2:7 忍耐をもって善を行い、栄光と誉れと不滅のものを求める者には、永遠のいのちを与え、」、「2:10 栄光と誉れと平和は、善を行うすべての者の上にあります」、「2:11 神にはえこひいきなどはない」、「2:13 それは、神の前に、律法を行う者が正しいと認められる」の範疇を空虚な枠組み(2:7,10,13)とする
2. しかし、パウロは同時に御霊により律法をまっとうし、肯定的な褒賞を受け取る異邦人クリスチャンについて示唆している

3. 御霊による律法の成就

1. ここで、解釈者はローマ書全体の議論の中でそれらの示唆を読み取らなければならない
2. 十字架に基づく信仰による神の義の啓示は、「御霊による律法の成就」を結実する
3. この従順は、クリスチャンに対する最後の審判における必要かつ重要な要素である
4. しかし、神の法廷における最後の審判の「基盤」は根本的にキリストにある神の救いのみわざである
5. ローマ2章において、パウロは律法により要求されている従順と御霊によって可能とされる従順を並行描写している
6. キリストにあり、御霊によって、罪深い肉ができなかったことを神はなされた
7. 神は、人間に愛を通して律法をまっとうさせることができになる

【Video.13】 … 3.「展開」としてのローマ8:4の解釈—聖霊論のカテゴリー(20分) 序

- 私たちは、第二部の終わりにおいて、「御霊によって律法をまっとうするクリスチャン」について留意した。そのことが8章においてどのように展開されているのか—焦点となっている聖句8:4の解釈をみていく

1.ローマ8:4aにおけるクリスチャンの従順

- パウロは、**律法の正しい要求をまっとうする新しい「クリスチャンの従順」**に言及している
- 歴史的・伝統的には、律法の要求をまっとうするのは「**キリストの従順**」と読み解いてきた

1.8:1～4における**議論の流れ**

2.8:4b～11における**御霊による歩みと神を喜ばせること**

3.5章～8章におけるより**広い類型**

4.パウロにおける「**まっとうする**」という言葉

5.異論—クリスチャンは**律法を完全にまっとうできるのか?**(3:20,7章の経験—肉の性質の問題)
をみていくことにしよう。

3.「展開」としてのローマ8:4の解釈—聖霊論のカテゴリー—

①パウロにおける「まっとうする」という言葉—肉の只中への内住アプローチ

a.クリスチャンに愛に関する三つの箇所

1. パウロは、**クリスチャンの従順**と**律法**の関係を描写する主要部分において「**まっとうする**」という言葉
を数回使用している。
2. 彼は、三回重なり合うかたちで**律法の成就**について話している。
 1. 第一に、彼は律法の成就として**愛する命令**を話している。
 1. ガラ5:13 兄弟たち。あなたがたは、自由を与えられるために召されたのです。ただ、その自由を肉の働く機会としな
いで、愛をもって互いに仕えなさい。
 2. 5:14 **律法の全体**は、「**あなたの隣人をあなた自身のように愛せよ**」という一語をもって**全うされる**のです。
 2. 第二に、パウロは**愛それ自身**が律法を成就すると語っている。
 1. ロマ13:10 愛は隣人に対して害を与えません。それゆえ、**愛は律法を全うします**。
 3. 第三に、彼は、**愛を實踐する人**は律法をまっとうしていると人であると語っている。
 1. ロマ13:8 だれに対しても、何の借りもあってはいけません。ただし、互いに愛し合うことについては別です。**他の人を愛する者**
は、**律法を完全に守っている**のです。
 4. 律法の正しい要求の成就是、**クリスチャンの愛の實踐**に関係している。
 5. パウロの単数形の「**ディカイオーマ**」は、**律法の要求**は本質的に**統一**であるゆえ、70人訳で見られる複数形を避
けている。
 6. パウロは、(これらの箇所において)決して**律法のキリストによる「成就」**については語っていないことに留意すべきで
ある。
3. 要約
 1. わたしは、ローマ8:4aの**律法の「ディカイオーマ」の成就**が御霊によって力を受けることによって律法の要求につ
いての**クリスチャンの従順**に関係していると主張してきた。
 2. この解釈は、**8:2に宣言されている解放**を説明し、8:4b-11において御霊によって歩み、神を喜ばせるパウロの強調
に適合している。
 3. それはまた、**聖化がキリストとキリストと共なるわたしたちの死という客観的なみわざの目的であり結果**であるとす
る6-8章で示されている**類型**にも適合している。
 4. 最後に、それは、パウロが、三つの箇所でクリスチャンの愛に言及している「まっとうする」という動詞の使用にも適
合している。

【Video.14】 … 3.「展開」としてのローマ8:4の解釈—聖霊論のカテゴリー

- ①パウロにおける「まっとうする」という言葉—肉の只中への内住アプローチ
b.異論—クリスチャンは律法を完全にまっとうできるのか

- 1.8:4a「御霊に従って歩む私たちの中に、律法の要求が全うされる」が「クリスチャンの従順」を意味するとの解釈に反対するほとんどの共通した主張は、クリスチャンは罪を犯し続けている(7章の肉の問題)ゆえ、律法の正しい要求を完全な私たちで成就しえないというものである。
- 2.常時、クリスチャンによる律法への不完全な従順(肉の只中における御霊の働き)は、このテキストの論理で求められているものを満足させることはない。
- 3.わたしたちの従順はいつも、律法が要求している完全な従順には足りない(霊と肉の葛藤は一生涯続く)。
- 4.この反対は、この論稿の第二の部分:ローマ8:1-4のクリスチャンの従順の性質への有用な移行をもたらしている。

【Video.14-16】… 3.「展開」としてのローマ8:4の解釈—聖霊論のカテゴリー

②「クリスチヤンの従順」についての解釈—神律的共同性の機能

a.律法の要求の水準

・プロテスタントの解釈者たちは、伝統的にモーセの律法は**完全な従順**を要求していると理解してきた。しかし、この解釈は**近年のパウロ解釈者**(Sanders, Yinger)の間で批判を受けてきた。

- ・ローマ8:4aの「**クリスチヤンの従順**」解釈に対する**共通して存在する反対**に答えるため、私たちは、**パウロがモーセの律法の「正しい要求」を完全であるべきと考えていたのかどうか**を問う必要がある。

1. 律法が要求している水準—ローマ7:7-10

1. この問いに答えるために、私たちはまず**ローマ7:7-10のモーセの律法の要求を考慮**する必要がある。
2. 律法が「**むさぼってはならない**」というところ、罪は**あらゆるむさぼりを引き起こした**。つまり、罪はその人の中で**命令への不従順を引き起こした**(7:7-8)。
3. そして、この不従順が生きたとき、いのちをもたらすと思われていた**その命令は代わりに死をもたらした**(7:9-10)。
4. パウロは後に、人々は「**ロマ8:7**というのは、肉の思いは**神に対して反抗するもの**だからです。それは**神の律法に服従しません**。いや、**服従できない**」ゆえに、その命令に従うことに失敗していると説明している。
5. それから8:3において、パウロは**肉によって無力**となっているゆえ、**その目標を達成できない**と律法の不可能性について語っているとき、私たちは**一肉によって無力になったため、律法にはできなくなっている**—という簡潔な箇所を他のいくつかの箇所の光に照らして理解すべきである。
6. したがって、モーセの律法は**その目標を達成するために従順を要求**している。
7. ガラテヤ3:10や5:3のようなテキストに関する近年の学者の議論の光の下で、**パウロはモーセの律法の正しい要求は完全な従順を求めている**と理解しているように思われる。
8. さらにいえば、パウロは、**律法のクリスチヤンによる成就**に対する**道徳的要求の水準**は完全以下のものであると期待させるいかなる理由も与えていない。
9. 確かにパウロは、**神の律法に対する意図へのより深い洞察**を明らかにしているかたちで、**モーセの律法の要求を再定義**している。
※この箇所の意味は重要である。NPPの立場では、第二神殿ユダヤ教の文脈から、NPPといえるかたちで「第二神殿ユダヤ教に対する新しい見方」をし、その文脈の中にパウロを置いて、伝統的なパウロ理解を“その文脈の中で再解釈”する傾向がみられるのだが、今日のNPPの見方を踏まえてのパウロ理解としては、パウロはそのような文脈から抜け出して、第二神殿ユダヤ教の捉え方のみならず、旧約聖書全体をも、イエス・キリストのみわざを中心に“再解釈”しているのではないかと、思われるのである。
10. パウロまた、モーセ律法の多くの禁止規定よりも、**積極的に愛する命令**の上に律法の要求の焦点を置いている。
11. しかしながら、パウロはいかなる意味においても、律法の道徳的要求が減じられることを示唆してはいない。

2. 御霊によるクリスチヤンの律法達成の水準【Video. 15】

1. **事実**、ヴェスターホルムは、「**律法をまっとうするとは、ささげられた従順が要求されているものを完全に満足させることを意味している**」(Westerholm, Perspective 436)と記している。
2. このことは、再び、わたしたちの経験とパウロの手紙から、**実際クリスチヤンは律法を完全に行うことはできない**ことを知っているゆえ、その反論への対応に導かれる。
3. しかしながら、この問題は、8:4に限定されているのではなく、パウロが、愛するクリスチヤンは律法をまっとうしていると語っている13:8にも存在している。
4. そこで、パウロは、**常に隣人愛に生きている信仰者を考えているわけではない**。また、パウロは**数節あとの箇所13:13で「争いやねたみ」の生活を避けるよう彼らに命じる必要もなかったのではないだろうか**。
5. そうではなく語りたかったことは、クリスチヤンは「**純粋に互いに愛し合う程度において**」、彼らは律法の正しい要求をまっとうしたのである(13:8)。
6. 同様にクリスチヤンは「**純粋に従う程度において**」、彼らは律法の正しい要求(8:4)をまっとうする。

3. 復活の光において【Video.16】

1. しかし、私が今強く主張したいもの、それは、**終末論的パースペクティブ**、つまり**復活の光において**これらのすべてをみなければならぬということである。
2. というのは、クリスチヤンが**完全に解放され**、したがって律法の要求を徹底的にまっとうするのは、**復活の時点においてのみ**であるからである。
3. 私たちのいのちの新しさの歩みは、「**死者からイエスの復活**」を**基盤**としている。
4. したがって、信仰者における御霊の解放の働きの基盤は、イエス・キリストの十字架のみわざ、つまり**御子の死と葬りと復活のみわざ**である。
5. 実際に、パウロはいくつかのテキストにおいて、私たちは**私たちのからだの復活を待ち望みつつ、「すでにキリストと共に死に、葬られ、よみがえらされた」**のであると語っている。
6. 御霊による解放の働きは、**復活の時点まで**はまだ完全なものではないから、律法の正しい要求は**復活の時点までは**私たちのうちにおいて完全な形で達成されることない。
7. しかし、私たちの**解放が完全なものに**されると、それは完全に達成されるものとなる。
8. これは、プロテスタント解釈者の「**クリスチヤンの従順**」解釈の解答である。彼らは、パウロの救済論において**モーセの律法の完全さの要求**を正しく主張してきたといえる。

【Video.17-19】… 3.「展開」としてのローマ8:4の解釈—聖霊論のカテゴリー—

②「クリスチャンの従順」についての解釈—神律的共同性の機能

b.クリスチャンの「無罪」の基盤?

1. クリスチャンの従順の位置【Video.17】

1. 近年の一部の解釈者(C.Lowe)は、**クリスチャンの従順が無罪判決の基盤**であると主張している。また、最近注目されているN.T.ライトも「**信仰者に対してのキリストの御業が、聖霊によってもたらされた信仰者の業と一緒に**罪人を義とする**」と主張している評されている(Book Review: N.T.Wright, Justification: God's Plan and Paul's Vision(SPCK Publishing: February 2009) by Guy Water)。**
2. しかしプロテスタント解釈者はまた、「**クリスチャンの従順**」は必要なものと認めつつ、**私たちの無罪また義認(「罪に定められることはない」8:1)の基盤ではないと理解してきた。**

2. 無罪(義認)判決の基盤【Video.18】

1. パウロは、8:1-2を8:3に基づいて説明している。「**罪に定められない**」判決の**基盤**は、**イエスの肉における罪に対する有罪判決**である。
2. 罪は、イエスの肉において処罰された。その結果として、「**キリスト・イエスにある**」者は、罪に定められることはない。
3. 神の有罪判決の行為を変えたことになった「**神はご自分の御子を、罪のために、罪深い肉と同じような形でお遣わしになり**」という一節はパウロの説明にとって重要である。
4. 肉のうちに存在した(8:3a)この問題を扱うために、御子は、「**罪深い肉と同じような形で**」遣わされなければならなかった。つまり、イエスは「**肉につける古い次元に全面的に**」参与しなければならなかったのである。
5. 御子はまた、**肉の問題を扱う一つの手段**となるために「**罪の犠牲として**」遣わされなければならなかった。
6. パウロは、罪に対する有罪判決は罪に対する贖いであったと教えている。
7. そしてその有罪判決の贖いは私たちの代わりに御子の肉においてなされた(8:1)のだから、私たちはそれが代償的な贖いであったとすることができる。
8. したがって、8:1の無罪判決は、まさにローマ1-5章においてなされてきたのと同様に、**キリストの代償的贖罪を基盤**としている。

3. 御霊による解放の働きの位置【Video.19】

1. それならば、パウロはなぜ、**御霊による解放の働き**(8:2)を、「**罪に定められることはない**」(8:1)の説明としているのか。
2. パウロに寄りそって考えると、もしある人が罪と死の力の下にあるとしたら、そのとき彼または彼女は**まだ有罪判決の下にあると受けとめられ**としまふ恐れがあると考えたからのように思われる。
3. しかしキリストの代償的贖罪から流れてくる**御霊の解放と従順**は、**キリストの死の必然的な結果**である(8:4)。
4. したがって、御霊の解放の働きは私たちの**実際の無罪の基盤ではない**、それはむしろ8:1におけるパウロの**言明の基盤**なのである。つまり、**新しい力において律法をまっとうするという結果において**、御霊が私たちを**罪と死から自由に**するとき私たちは、「**今、罪に定められることはない**」ということを知ることができるということである。
5. したがって伝統的プロテスタントの用語「**証拠**」は、クリスチャンの従順をどのようにみるべきかについて適切な捉え方である。つまり、それは私たちの**義認を証明している**のである。
6. プロテスタント神学は、私たちの無罪が**御霊によって私たちのうちに働く従順を基盤とするのではなく**、必然的にクリスチャンの従順を**結実させるキリストの死を基盤**としていると、正しく主張している。

【Video.20】 … 3.「展開」としてのローマ8:4の解釈—聖霊論のカテゴリー— 3.まとめ

1. 律法の成就

1. ローマ8:4aが「御霊によって能力を与えられた新しいクリスチャンの従順」の脈絡において、律法の正しい要求をまっとうしていると言及しているのだと主張してきた。

2. クリスチャンの従順の“Already, not-yet tension”

1. ただこの従順は**いまだ完全なものではない**。しかしそれは**復活の時点におけるわたしの完全な解放とまったき従順の開始**](Crainfield, Romans 1.378)である。
2. したがって、プロテスタントの伝統は、この箇所を読み方は不正確なままであるが、**律法による完全な従順**を正しく強調している。
3. 彼らはまた、パウロが「罪に定められることはない」という判決を**キリストの贖罪死に根差しているもの**として正しく見ている。
4. キリスト教の解釈者は**常に聖書に立ち返り**、「**それらの事柄がはたしてそのように語られているのかどうか確認しなければならない。**」
5. しかし私たちが気づかされることは、私たちの先祖にあたる人々が**聖書を注意深く読み取る人々**であったこと、多くの事例において、私たちが今同じようにして携わっている神学—その神学について**深い理解を示してきた**ことをしばしば発見するのである。
6. 義認の「基盤」は、キリスト論的に、絶対的な視点で考慮されるべきあるのであり、義認の「実」は聖霊論的に相対的な視点で捉えられる必要があるのである。「クリスチャンの従順」という聖霊論的、相対的な要素を「義認」に編入し、「未来の義認」に期待することは、卑俗な例をあげれば、中高層の建物なのに、強固な岩盤に届いていない杭が何本があるような状態に陥るのではないのだろうか。

Ⅲ.まとめ

1. わたしたちは、パースペクティブを広く確保し、NPP等を含む立場の異なる人々からの問題提起にも目配りし、その中に提示されている「真理契機」を認識し、自らの神学の中にそれらを正しく位置づけ、真の神学的解決を示すことによって、自らの神学の成熟に役立てる視点を探し求め、それをどのように生かすか取り組んできた。
2. 第一部で「状況」を把握する視点として「二つの視点」に注目し、第二部では「キリスト論的視点」、第三部では「聖霊論的視点」に注目し、その二つの視点・概念・構造の関係のあり方に言及してきた。
3. それは、わたしたちが、自らの”信念体系”を確認しつつ、それらを一層掘り下げるという目標を達成するためである。
4. それらの結論として「義認と審判」に関する議論は、キリスト論的規定に根差した聖霊論—終末論的パースペクティブの視点から考え抜く必要があるということである。
5. 私たちの「神の法廷」には、わたしたちの罪に対する代償的刑罰を受けられたキリスト、わたしたちを罪と死のからだから解放するために、わたしたちと共に死に、葬られ、よみがえられたキリストが立っておられる。このお方はまた神の右の座に着き、わたしのためにとりなしてくださっている。そして、わたしたちのうちに御霊を内住させ、言いようもない深いうめきによって、神のみこころに従って、律法の目標である御子のかたちと同じ姿に変えようとしてとりなしてくださっている。
6. これを俳句のイメージで捉えれば「こだまして山ほととぎすほしいまま」となる—ホトギスは血を吐くまで鳴くといわれる。

補記： こだまして山ほととぎすほしいまま(杉田久女)

ローマ8:26の「**うめきの発露としての祈り**」は、何を意味しているのか。それはまず「**被造物全体**」がうめき、産みの苦しみ(同8:22)をし、次にその只中で被造物世界の冠としての「**私たち自身**」がからだの贖いのため心の中でうめき(同8:23)、最後に墮落した性質を宿す私たちの存在の深みにおいて「**御霊ご自身**」が言いようもなく深くうめいて(同8:26)おられる情景として求心的に描かれている。

しかしそれは反転してみればあたかも**御霊が主権をもって古い溪谷と新しい溪谷の深い谷間**でうめいておられ、被造物全体のうめきと私たちのうめきはその**こだまのよう**なのである。

そのようなうめきの中で、キリストの御霊は私たちの**無能性**を通し、その**弱さの極限において働く聖なる力**としてご自身を顕わし、本質的・究極的には私たちの存在と生とを**御子のかたちと同じ姿**(同8:29)へ変貌させることに**照準**をあわせ、**産みの苦しみ(同8:22-23)のプロセス**に生かされる。

そしてそれは**十字架につけられ、よみがえられたキリストの経験に根差す御霊**の、一生涯継続する弱さの中の**力の経験**、**死からいのちの経験**(同7:24-25)としてなのである。

これを俳句のイメージで捉えれば「こだまして山ほととぎすほしいまま」となる一ホトトギスは血を吐くまで鳴くといわれる。

(安黒務『James.D.G.Dunn の ”Jesus and The Spirit” に関する一考察』(Kindle版)Amazon Services International, Inc. 準備ノートより)

※N.T.ライトの「**信仰者に対してのキリストの御業**が“**聖霊によってもたらされた信仰者の業**”と一緒に**義とする“justify”**という主張を念頭のひとつに、ローマ書の2:13の解釈を軸に、8:4の解釈を展開として、「**義認と審判**」の**現在性と未来性を、救済論と終末論とのパースペクティブ**、またキリスト論的視点と聖霊論的視点の両面で、その是非を学んだ。その学びをイメージで捉えてみた。

※A.A.ファン・ルーラーには、『**律法の成就**』という論文がある。今回の研究発表の関連資料を英文で探していたところ、John Vander Reestの**THE PRESENCE OF THE FUTURE in the Eschatology of A. A. Van Ruler(1908 – 1970)**という論文を見つけた。G.E.Ladd, “**The Presence of Future**”やH.N.Ridderbos, “**The Coming of Kingdom**”の研究とも重なり、今後楽しみな研究領域のひとつである。

一宮基督教研究所 紹介

- 〒671-4135 兵庫県宍粟市一宮町安黒332一宮基督教研究所
- 安黒務 : Mail : aguro@mth.biglobe.ne.jp(問い合わせ・申し込み等)
- ICIストーリーミング・ビデオ・ワールド : <http://www.aguro.jp/>
- ICIサポーター : http://www.aguro.jp/d/file/i_b/ici-supporters.html
- ICIフェイスブック : <https://www.facebook.com/tsutomu.aguro>
- ICIユーチューブ :
<https://www.youtube.com/channel/UCBI0r-OtGczYSm83xbYhVKQ>
- 郵便振替 : 「一宮基督教研究所」 01110-0-15025

※今回の講演は、ICIストーリーミング・ビデオ・ワールドで掲載予定です。